

決議 米軍普天間基地の移設検討を中止し、即時無条件撤去を求める

政府は、沖縄の米軍普天間基地の移設についての検討を進めている。部隊と訓練の移設先として、沖縄県内では嘉手納基地、キャンプシュワブ陸上部、ホワイトビーチ軍港沖、下地島空港など、沖縄県外では自衛隊鹿屋基地・大村基地・日出生台演習場・東富士演習場・東千歳基地、米軍岩国基地・横田基地、徳之島、馬毛島、佐賀空港、関西国際空港などが次々挙げられている。これに関連して、三沢基地・関西空港への嘉手納基地使用機の移転も検討されている。一方、グアム島への在日米軍の移駐に関する日米両政府の取決めは政権交代後も生きており、普天間の航空部隊のグアム・北マリアナ移転も検討されている。

普天間基地の海兵隊航空部隊は、沖縄国際大学本部棟への墜落事件をはじめ多数の墜落事故を含む重大事故を起こしており、また、日常的に、耐え難い騒音を広域に発生させ、油漏れなどの環境汚染も繰り返している。これらは、地域の生態系や住民生活に重い負荷を与える。このような部隊の運用を受忍できる地域・施設は、沖縄県内・県外を問わず存在しない。特に、タッチアンドゴーや強襲着陸などの軍事訓練を民間機の使用する空港とその周辺の混雑している空域を提供して行わせることなど、安全確保の面から決して許されない。また、島嶼やその沿岸への新基地・施設の建設案は、重大な環境破壊をもたらすことが必至であり、国内外を問わず決して容認できない。

普天間基地の海兵隊航空部隊は、第31海兵遠征団をはじめとする在沖縄米海兵隊の陸上部隊、佐世保・横須賀を母港とする海軍強襲揚陸艦隊と不離一体の関係にある。航空部隊だけが移駐しても地上部隊との関係は存続するので、普天間基地のみを撤去したところで、海兵隊航空部隊について沖縄が負っている危険や負担が取り除かれるものではない。

したがって、日本政府にとって、普天間基地の移設の検討を中止し即時無条件撤去する以外に選択はあり得ないことを指摘する。

さらに、米海兵隊の日本からの撤退を日本政府は決断すべきである。

強大な軍力が敵の行動を思いとどまらせることによって、戦争を抑止し住民の安全をもたらすとの考えが幻想であるのは、ほかならぬ米国が戦時国家であり続けている現状が証明している。平和憲法を持つ日本こそ、この抑止力理論の呪縛から抜け出すべきである。

鳩山首相は、安全保障上、米海兵隊のプレゼンスが必要だとしているが、海兵隊は「遠征軍」というその名称通り遠征侵攻をもつばらの任務とする軍部隊である。首相はその撤退こそ求めるべきである。海兵隊駐留の必要性を言明することは、日本が、中国・朝鮮半島をはじめ広くアジア諸国の軍事的脅威となることを意味する。

このように、侵攻部隊である海兵隊の地球規模の活動を支援し、その駐留を継続させる普天間基地の移設論議そのものが誤りであり、日本政府は普天間基地の即時無条件撤去を求めるべきである。また、グアム島に米国政府が行う軍事基地建設・部隊移駐事業に対して日本政府が資金提供するのは、米国の世界戦略に基づく米軍再編を日本が費用負担するものであり、日米軍事同盟における日本国の米国に対する従属性を一層高める異常な行為である。鳩山政権は、「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」として日米関係の「対等」性を約束した民主党マニフェスト等を守って、資金提供をやめるべきである。

沖縄県では、2月24日に、県議会において初めて全会一致で「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」が採択され、これを受けて、仲井真県知事も、県内移設を拒否する判断もありうると表明している。沖縄県外各地の候補地の住民・自治体も、グアムの地元住民もこぞって反対している。日本政府は、平和憲法に立脚し、沖縄県民や移設候補地の強固な世論を真摯に受け止め、米軍普天間基地の移設の検討を中止し、その即時無条件撤去と、第三海兵遠征軍の日本からの早期撤退を決断するよう、本会は求める。

2010年3月7日

日本科学者会議常任幹事会